

平成26年5月30日  
自動車局  
安全政策課

## 貸切バス事業者に対する集中監査の実施について

貸切バス事業については、平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を受け、平成25年4月に「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を策定し、同プランで定められた各措置について、平成25・26年度の2年間にわたって集中的に実施することとしています。

このプランの中で、貸切バス事業者については、安全管理規程及び安全統括管理者の選任の届出を義務づけたところですが、この届出を行っていない事業者があることから、このような事業者を中心に、夏の多客期前に集中的に監査を実施することとしましたのでお知らせします。

### 記

#### <集中監査実施期間>

平成26年6月から7月まで

#### <対象事業者>

安全管理規程及び安全統括管理者の未届け事業者等

#### 【お問合せ先】

自動車局安全政策課 飛田、新井

電話：03-5253-8111（内線41-622、41-632）

03-5253-8566（直通）

FAX：03-5253-1636